

職 発 0906 第 3 号
令和元年9月6日

公益社団法人

全国求人情報協会理事長 殿

厚生労働省職業安定局長



募集情報等提供事業等の適正な運営について

今般、募集情報等提供事業であるリクナビを運営する株式会社リクルートキャリアが、募集企業に対し、募集に応募しようとする者の内定辞退の可能性を推定する情報を作成して提供していたという事実が明らかとなったところです。

募集情報等提供事業を含む人材サービス事業は、その名称のとおり、人材を取り扱うビジネスであり、人材を大切に扱うことは当然の責務であります。

特に就活サイトについては、企業努力により利用者である学生等にも評価され、就職活動の有用なツールとして大きな役割を果たすに至っており、その役割にふさわしい高い社会的期待に応える責任を負っているものと考えております。

本人同意なく、あるいは仮に同意があったとしても同意を余儀なくされた状態で、学生等の他社を含めた就職活動や情報収集、関心の持ち方などに関する状況を、本人が気づき知らない形で合否決定前に募集企業に提供することは、募集企業に対する学生等の立場を弱め、学生等の不安を惹起し、就職活動を萎縮させるなど学生等の就職活動に不利に働くおそれが高いものと言わざるを得ません。

学生等の就職活動において大きな存在となっている就活サイトを運営する事業者をはじめとした人材サービス事業者は、就職という未来への第一歩を歩み出そうとする学生等と必要な人材を採用したい募集企業の双方に適切にサービスを提供するという役割の原点に立ち返って、下記の事項に留意しつつ、適正な事業運営を図っていただきたいと考えております。

貴会におかれましても、これらの内容について御理解の上、会員の事業者、関係者等に対して、改めて周知及び啓発を図っていただく等、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 募集情報等提供事業は、労働者になろうとする者等の依頼を受け、当該者に関する情報を募集企業等に提供するものであり、収集した個人情報の内容及び提供先について、あらかじめ明示的に設定された客観的な条件に基づくことなく、募集情報等提供事業者の判断により選別又は加工を行うことは認められないこと。
- 2 募集情報等提供事業や職業紹介事業等の運営において個人情報を取り扱う場合には、職業安定法及びその指針に基づき、特に以下の点を遵守すること。
 - ・ 募集情報等提供事業や職業紹介事業等の業務の目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を収集し、保管し、又は使用しなければならないこと。
 - ・ 個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないこと。

本人の同意を取得する場合には、その判断が形式的なものとならないよう、収集される個人情報の内容及び取扱いの目的について、本人が的確に判断できるよう具体的に示すこと。また、当該サービスの利用状況等に応じ、同意することをサービス利用の条件にすることで実質的に同意を余儀なくさせるような取扱いをしないこと。
 - ・ 求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないこと。
- 3 本人同意なく、あるいは仮に同意があったとしても同意を余儀なくされた状態で、学生等の他社を含めた就職活動や情報収集、関心の持ち方などに関する状況を、本人があずかり知らない形で合否決定前に募集企業に提供することは、募集企業に対する学生等の立場を弱め、学生等の不安を惹起し、就職活動を萎縮させるなど学生等の就職活動に不利に働くおそれが高い。このことは本人同意があったとしても直ちに解消する問題ではなく、職業安定法第 51 条第 2 項に違反するおそれもあるため、今後、募集情報等提供事業や職業紹介事業等の本旨に立ち返り、このような事業を行わないようにすること。
- 4 万が一にも、個人情報の不適正な使用等に係る事案が生じてしまった場合には、当該個人情報に係る利用者に対する丁寧な説明や再発防止策等必要な措置を講ずること。

職 発 0906 第 4 号
令和元年 9 月 6 日

一般社団法人

人材サービス産業協議会理事長 殿

厚生労働省職業安定局長



募集情報等提供事業等の適正な運営について

今般、募集情報等提供事業であるリクナビを運営する株式会社リクルートキャリアが、募集企業に対し、募集に応募しようとする者の内定辞退の可能性を推定する情報を作成して提供していたという事実が明らかとなったところです。

募集情報等提供事業を含む人材サービス事業は、その名称のとおり、人材を取り扱うビジネスであり、人材を大切に扱うことは当然の責務であります。

特に就活サイトについては、企業努力により利用者である学生等にも評価され、就職活動の有用なツールとして大きな役割を果たすに至っており、その役割にふさわしい高い社会的期待に応える責任を負っているものと考えております。

本人同意なく、あるいは仮に同意があったとしても同意を余儀なくされた状態で、学生等の他社を含めた就職活動や情報収集、関心の持ち方などに関する状況を、本人が気づき知らない形で合否決定前に募集企業に提供することは、募集企業に対する学生等の立場を弱め、学生等の不安を惹起し、就職活動を萎縮させるなど学生等の就職活動に不利に働くおそれが高いものと言わざるを得ません。

学生等の就職活動において大きな存在となっている就活サイトを運営する事業者をはじめとした人材サービス事業者は、就職という未来への第一歩を歩み出そうとする学生等と必要な人材を採用したい募集企業の双方に適切にサービスを提供するという役割の原点に立ち返って、下記の事項に留意しつつ、適正な事業運営を図っていただきたいと考えております。

貴会におかれましても、これらの内容について御理解の上、会員の事業者、関係者等に対して、改めて周知及び啓発を図っていただく等、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 募集情報等提供事業は、労働者になろうとする者等の依頼を受け、当該者に関する情報を募集企業等に提供するものであり、収集した個人情報の内容及び提供先について、あらかじめ明示的に設定された客観的な条件に基づくことなく、募集情報等提供事業者の判断により選別又は加工を行うことは認められないこと。
- 2 募集情報等提供事業や職業紹介事業等の運営において個人情報を取り扱う場合には、職業安定法及びその指針に基づき、特に以下の点を遵守すること。
 - ・ 募集情報等提供事業や職業紹介事業等の業務の目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を収集し、保管し、又は使用しなければならないこと。
 - ・ 個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないこと。

本人の同意を取得する場合には、その判断が形式的なものとならないよう、収集される個人情報の内容及び取扱いの目的について、本人が的確に判断できるよう具体的に示すこと。また、当該サービスの利用状況等に応じ、同意することをサービス利用の条件にすることで実質的に同意を余儀なくさせるような取扱いをしないこと。
 - ・ 求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないこと。
- 3 本人同意なく、あるいは仮に同意があったとしても同意を余儀なくされた状態で、学生等の他社を含めた就職活動や情報収集、関心の持ち方などに関する状況を、本人があずかり知らない形で合否決定前に募集企業に提供することは、募集企業に対する学生等の立場を弱め、学生等の不安を惹起し、就職活動を萎縮させるなど学生等の就職活動に不利に働くおそれが高い。このことは本人同意があったとしても直ちに解消する問題ではなく、職業安定法第 51 条第 2 項に違反するおそれもあるため、今後、募集情報等提供事業や職業紹介事業等の本旨に立ち返り、このような事業を行わないようにすること。
- 4 万が一にも、個人情報の不適正な使用等に係る事案が生じてしまった場合には、当該個人情報に係る利用者に対する丁寧な説明や再発防止策等必要な措置を講ずること。